令和2年度政府予算等に関する 要 望 書

令和元年 1 1 月 秋 田 県

<< 目 次 >>

番号	要望事項				
Ιţ	地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化	1			
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	2			
2	地方の財政基盤の充実・強化について	6			
3	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う法整備について	8			
4	特定地域づくり事業の推進について(新規)	10			
5	消費税率引上げ及び軽減税率制度導入に伴う広報・周知について	13			
6	ゴルフ場利用税の堅持について	14			
7	法人事業税の収入金額課税制度の堅持について(新規)	16			
П 🔻	秋田の未来につながるふるさと定着回帰	19			
1	総合的な少子化対策への支援について	20			
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	25			
3	良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	28			
4	生活排水処理の広域化・共同化への支援について	30			
皿 右	社会の変革へ果敢に挑む産業振興	33			
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について	34			
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について	36			
3	洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について	39			
4	予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証 事業の実施について (新規)	42			
IV \$	新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業	45			
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	46			
2	新規就農者や農業法人等の確保・育成について	48			
3	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	50			
4	豚コレラのまん延防止対策の徹底について	52			

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
5	農業農村整備事業の予算確保等について	54
6	「日本型直接支払制度」の着実な推進について	56
7	水産基盤整備事業の予算確保について	58
8	森林環境保全整備事業等の予算確保について	60
9	山地災害防止対策の推進と森林病害虫等防除対策事業の予算確保について	62
10	「緑の人づくり」総合支援対策の拡充について	64
V 1	秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大	67
1	訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充について	68
2	県・市連携文化施設整備への支援について	70
3	秋田新幹線トンネル整備(赤渕〜田沢湖間)の促進について	72
4	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	74
5	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	76
6	鉄道事業再構築事業の実施による第三セクター鉄道への支援の拡充について(新規)	80
VI [誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会	81
1	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	82
VII J	県土の保全と防災力強化・国土強靱化	83
1	防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の継続について	84
2	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	86
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	88
VIII 5	安全・安心な生活環境の確保	93
1	イノシシ被害防止対策の充実・強化について	94
IX -	その他	95
1	イージス・アショアに関する対応について	96

I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

I-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実に ついて

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局

【要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において産業の再配置など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じるとともに、地方が独自に行う取組への支援充実を図ること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは 市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援充実を図るこ と。

《地方創生推進交付金の活用》

(1) 若者の県内定着や移住・定住の促進など、地方の実情に応じた地方創生 の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を 十分に確保すること。

また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等について見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用》

(2) 民間企業と協働した地方創生の取組を一層推進するため、制度の延長に併せ、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、本社が所在する地方公共団体への寄附も対象に含めるとともに、認定手続きの抜本的な簡素化を確実に実施すること。

《若者の地方定着の促進》

(3) 若者の地方定着を促進するため、地方が独自に行う奨学金の返還助成の 取組に対する財政支援措置を講じること。

《地方への産業再配置》

- (4) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。
 - ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。 なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地 域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
 - ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設 (港湾、空港)の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、 事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地域の活力を維持するための自治体間連携の取組の支援》

(5) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働や連携の取組に関する情報提供を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な制度の拡充・創設や財政支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効 な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができ るよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る自治体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

- (2) 企業版ふるさと納税制度による税制優遇措置の延長・拡充に当たっては、 地方公共団体の財政状況や事業の趣旨など、個別の状況に応じて地域への 貢献意欲の高い地元企業を対象にする必要があります。併せて、制度活用 の大きな制約となっている地域再生計画の認定手続きについても、抜本的 な簡素化を図る必要があります。
- (3) 当県の調査を始め各種調査では、大学等の卒業・就職後の奨学金返還など、経済的な不安に対する意見が寄せられています。

こうした不安を取り除き、国や地方を支える人づくりを着実に進めるため、当県では、「若者の県内定着の促進対策」として、特定分野だけでなく、県内企業に就職する新卒者等を対象とした「奨学金返還助成制度」を平成29年度から実施しています。

今後も継続した若者の県内定着・回帰を進めるためには、地方が独自に 行う奨学金返還助成制度に対する財政支援措置が必要です。

(4) 首都圏への一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造 を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決す べき課題です。

当県では、航空機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、首都圏への一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

(5) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県においては、職員や財源といった行政資源が制約されることが予想され、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

当県では、全市町村との「協働政策会議」や「人口減少社会に対応する 行政運営のあり方に関する研究会」等において共通する課題について検討 を行い、協議が整ったものから順次、具体化を図っていますが、こうした 取組を一層推進していくためには、国による協働・連携の取組に関する情 報提供や制度の拡充・創設、財政支援措置が必要です。

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 奨学金返還助成制度

平成29年4月1日以降に県内に就職する者(公務員等を除く。)に対し、奨学 金返還額の一部を助成。

- ・対象:新卒者及びAターン者
- ・補助:①大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の 2/3を助成
 - ②県が指定する特定業種(※)の企業へ就職する大卒等には、上記の期間で奨学金返還額の10/10を助成

※県が指定する特定業種

・今後の成長が見込まれる航空機、自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連の5つの産業分野。

(2) 多子世帯向けの奨学金制度

- ・対象:平成28年4月以降に大学、短大へ進学する者のうち、子ども3人 以上の多子世帯に属する者
- ・金額:月5万円(無利子、借入期間の3倍の期間で返還)
- ·人数:年100人

2 製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、移住・定住促進課 企画振興部市町村課、産業労働部産業集積課)

Ⅰ-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣官房 総務省大臣官房、自治財政局 財務省大臣官房、主計局

【要望の内容】

- (1) 令和2年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方公共団体における 恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となる よう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税の総額の確保はもとより、過度な成果反映や地方公共団体の 実情を踏まえない地方財源の削減等により地方公共団体の改革意欲を損 ねることがないよう、制度本来のあり方を踏まえた機能の維持・充実を 行うこと。
- (3) 幼児教育・高等教育の無償化を含む社会保障制度の充実等に要する経費 に充てることとされている消費税率引上げによる地方消費税増収分につ いては、地方財政計画に全額計上するとともに、地方交付税の算定に当 たり、基準財政収入額及び基準財政需要額に全額算入するなど、自治体 間で財政力格差が拡大しないよう適切な財源措置を行うこと。
- (4) 会計年度任用職員制度導入に伴い生ずる期末手当の支給など適正な勤務 条件の確保に必要な地方公共団体の財政需要の増加については、これを 地方財政計画に確実に計上すること。
- (5) 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生ずる財源については、 地方公共団体の安定的な財政運営と持続可能な社会の構築に資するよう、 地方財政計画等に適切に反映すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策、国土強 靭化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サー ビスを着実に推進していくためには、地方交付税を始め、安定的な財政 運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

- (2) 一方で、地方交付税について、トップランナー方式を含む地方公共団体 の歳入歳出の効率化に加え、「取組の必要度」から「取組の成果」に応じ た算定へのシフトが実施されていますが、全国のすう勢を上回るペース で人口減少が進む当県では、ここ数年の地方交付税の大幅な減少が施策 ・事業の推進に大きく影響し、今後の財政運営にも深刻な影響を与える ことが懸念されます。
- (3) 消費税率引上げによる地方消費税収については、地方消費税が比較的地域間の偏在性が小さい税ではあるものの、地方交付税の算定において自治体間の財政力格差が拡大することのないよう、基準財政収入額に全額を算入するとともに、消費税収の社会保障財源化の趣旨を踏まえ、幼児教育・高等教育の無償化を含む社会保障制度の充実などの地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入することが必要です。
- (4) 地方公共団体が、地方創生を始め、会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入への対応や公共施設等の老朽化対策、社会保障関係を含めた安全・安心な県民生活の維持・確保等について安定的かつ継続的に取り組むことができるよう、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上することが必要です。
- (5) また、地方法人課税における新たな偏在是正措置については、地方税などの財源確保に限界があり国の財政支援に大きく依存する地方公共団体にとって極めて重要であり、地方公共団体の安定的な財政運営や財政健全化等に資するよう、地方財政計画等に適切に反映する必要があります。

当県の実質的交付税(普通交付税+臨時財政対策債) (単位:億円)

	普通交付税	臨時財政対策債	実質的交付税 (普交+臨財債)	増減額
平成27年度	1,905	305	2,210	▲92
28年度	1,943	252	2,195	1 1 5
2 9 年度	1,928	252	2,180	▲ 15
3 0 年度	1,901	2 3 4	2,135	4 5
令和 元年度	1,878	176	2,054	▲80

端数処理の関係で表内の計が一致しない場合がある。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)

I-3 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う法整備に ついて

総務省自治行政局、自治財政局

【要望の内容】

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月に失効するため、引き続き過疎地域の振興が図られるよう法整備を行うこと。

また、過疎市町村の財政基盤強化のためにも、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実を図るとともに、現行法の市町村の廃置分合等があった場合の特例措置を設けること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎地域は、豊かな自然・文化・歴史を有しているほか、都市に対する水・食料 ・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多 面的・公益的な機能を有しており、国民共有の財産です。
- (2) こうした過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、活力と魅力ある地域として維持し、 その機能を守っていくためには、農林水産業の経営基盤強化などの産業振興、公共 交通や生活道路などの交通ネットワークの構築、情報基盤の整備、インフラの維持 管理や更新、集落コミュニティの維持などに取り組むことが必要です。
- (3) 当県では、これまで県土の大半を占める過疎地域において、各種支援制度を活用してあらゆる分野で様々な対策を行ってきましたが、人口減少と高齢化の急速な進行により、都市との経済的・財政的格差は拡大していることから、AIやIoTといった革新的な技術等を導入して地域の課題解決につなげていくためにも、過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実により、財政基盤を強化していくことが必要です。

1 過疎市町村の人口

	全市町村(人)	過疎市町村(人)	比率 (%)	順位
秋田県	1,023,119	679,645	66.4	1
全国計	127, 094, 745	10,878,797	8.6	-

出典:平成27年国勢調査【総務省統計局】

2 15歳未満人口比率及び65歳以上人口比率

	15歳未満人口比率(%)	順位	65歳以上人口比率(%)	順位
秋田県	10.5	47	33.8	1
全国計	12.6	_	26.6	_

出典:平成27年国勢調査【総務省統計局】

3 過疎市町村の面積

	全市町村 (km²)	過疎市町村(km²)	比率 (%)	順位
秋田県	11,637.54	10,742.72	92.3	1
全国計	377,970.75	225, 467. 94	59.7	_

出典:平成27年国勢調査【総務省統計局】

(県担当課室名 企画振興部市町村課)

Ⅰ-4 特定地域づくり事業の推進について(新規)

総務省自治行政局、自治財政局

【要望の内容】

- (1) 現在国会で審議されている「地域人口の急減に対処するための特定地域 づくり事業の推進に関する法律案」の成立後には、地方への速やかな事業 周知を行うとともに、地域の実情に合った柔軟な制度運用を行うこと。
- (2) 特定地域づくり事業協同組合の運営に必要な予算を恒久的かつ十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少下にあっても安心して暮らすことができる地域社会 づくりに向け、複数の集落からなる新たな「コミュニティ生活圏」の形成 や、住民が主体となった交通や買い物サービスの提供などに積極的に取り 組んでいるところです。
- (2) こうした中、現在国会で審議されている「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案」では、人口急減地域において、人材不足を抱える事業者に人材派遣を行う「特定地域づくり事業協同組合」に対して、国や地方が財政上の措置を講ずるとされており、全国最速のペースで人口減少が進む当県にとって、本法案の成立は、地域社会の維持や経済の活性化への強力な後押しとなります。
- (3) 一方で、同組合の設立認定の際は、「資産額が2千万円以上」「3年以上の雇用管理経験のある責任者の配置」などの労働者派遣法の許可基準を 参酌することになっていますが、人口急減地域の事業者で設立する同組合 にとって取り組みやすい制度となるよう、柔軟な運用が必要です。
- (4) さらに、同組合が雇用し派遣する人材は移住者等と想定されており、その確保には一定の給与水準が必要となりますが、派遣先の事業者から得られる派遣料は地域の実態に見合った水準となるほか、派遣先の経営状況等により人材を恒常的に派遣できない場合も想定されるなど、同組合は不安定な経営状態となることが懸念されるため、その運営に対しては、恒久的かつ十分な財政支援が必要です。

1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案の 概要

一目的

特定地域づくり事業(三2)を推進し、併せて地域づくり人材(二)の確保及び その活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること

二 地域づくり人材

地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域 社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材

三 特定地域づくり事業協同組合

都道府県知事の認定を受けた(中小企業等協同組合法上の)事業協同組合

1 認定基準

- ①自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区
- ②(i)特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画
 - (ii) 当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること
- ③当該事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎 *労働者派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌
- ④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制

2 特定地域づくり事業

- ①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会の提供
 - (i)このうち労働者派遣事業に該当するものを、届出のみで行うことができる
 - (ii)組合は、労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努める
 - (iii) 国及び地方公共団体は(ii) のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の 企画及び実施

3 国及び地方公共団体の援助等

- ・組合に対する必要な財政上の措置その他の措置
- 組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助

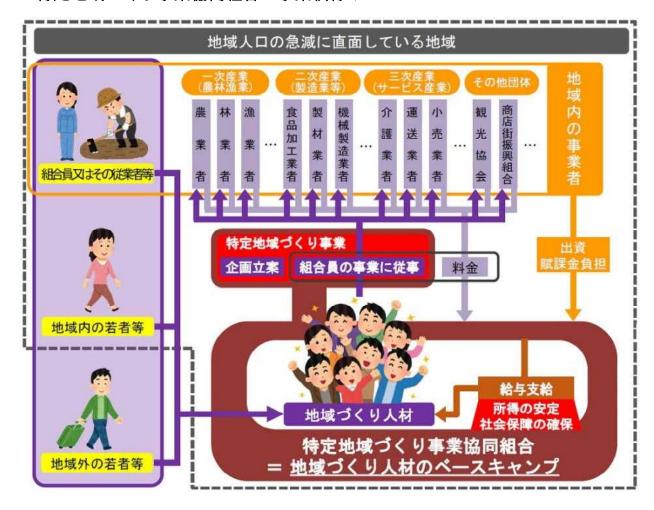
四 その他

- 地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援
- 広報その他の啓発活動
- ・公布の日から起算して6月を経過した日から施行
- 施行後5年を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる
- ※本法案は、令和元年6月21日に衆議院へ議員提案されたものの、国会閉会により継続審査となっている。

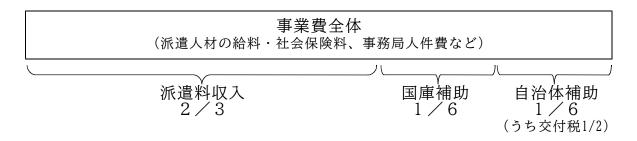
2 労働者派遣法の主な許可基準

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること。(体系的な教育訓練の実施、相談窓口の設置など)
- 雇用管理を適正に行う体制が整備されていること。(<u>3年以上の雇用管理の</u> 経験を有する者の配置、法定講習の受講など)
- 個人情報を適正に管理し、秘密を守る措置が講じられていること。
- 事業を的確に遂行する能力を有すること。(<u>基準資産額</u>(資産から負債を控除した額)<u>が2千万円以上</u>、事業資金として自己資金が1千5百万円以上、事業所の面積が概ね20㎡以上など)

3 特定地域づくり事業協同組合の事業執行イメージ



4 事業費の財源内訳



(県担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

I-5 消費税率引上げ及び軽減税率制度導入に伴う広報・周知 について

内閣府 総務省大臣官房、自治税務局 国税庁長官官房、課税部

【要望の内容】

本年10月の消費税率(地方消費税を含む。以下同じ。)の引上げ及び軽減税率制度の導入から1か月経過したところであるが、制度が複雑であり県民や事業者に混乱が認められることから、国の責任において、県民生活や事業活動に支障が生じないよう、引き続き制度の積極的な広報・周知対策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応について、県においても地方消費税の課税団体として、県民や事業者に対し、制度の周知活動を行うことが求められています。
- (2) 特に、軽減税率制度については、国において、制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講じることとされており、インボイス制度を含めた軽減税率制度の十分な周知や指導、複数税率対応レジや受発注システムの導入支援のほか、キャッシュレス・ポイント還元制度の普及啓発などにより、引き続き、県民や事業者の不安を解消する必要があります。
- (3) 当県としても、税務署等が開催する説明会への協力や県広報紙等での広報、個人事業者へのチラシの送付による啓発など、消費税率の引上げや軽減税率制度の広報・周知に努めてきたところですが、今後も国の責任において、県民や事業者に混乱が生じることがないよう、制度周知に向けた対策を講じる必要があります。

(県担当課室名 総務部税務課)

I-6 ゴルフ場利用税の堅持について

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局、 文部科学省、スポーツ庁

【要望の内容】

ゴルフ場利用税について、地方の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) ゴルフ場利用税については、平成31年度税制改正大綱において「今後 長期的に検討する」とされましたが、地方三団体や全国過疎地域自立促 進連盟も現行制度の堅持を強く求めています。
- (2) ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策などのほか、ゴルフの競技団体への補助によるゴルフの振興など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために不可欠な財源です。
- (3) また、税収の7割は、所在市町村に交付金として交付され、中山間地域 をはじめとする市町村の貴重な財源になっているとともに、その3割は、 都道府県にとっても貴重な財源になっていることなどを踏まえ、引き続 き現行制度を堅持する必要があります。
- (4) なお、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者、国体競技参加選手が ゴルフ場を利用する場合等には既に非課税措置を設けているところであ り、これ以上の非課税の対象を広げることは、ゴルフ人口の増大にはつ ながらないものと考えます。

平成30年度ゴルフ場利用税交付金の状況

(千円)

						ゴルフ場を	利用税	県 財	源
ゴルフ	フ場所	斤在地	ゴルフ場数	ゴルフ場	利用税	交 付	金	(A)-	(B)
					(A)	$(A) \times 0.7$	(B)		(C)
秋	田	市	7	82,	1 1 4	57,	480	24,	634
横	手	市	1	8,	5 3 0	5,	971	2,	559
大	館	中	1	6,	680	4,	676	2,	0 0 4
男	鹿	市	1	8,	697	6,	880	2,	609
大	仙	中	3	18,	913	13,	2 3 9	5,	674
北方	秋田	十二	2	8,	936	6,	255	2,	681
三	種	町	1	15,	593	10,	9 1 5	4,	678
八	峰	町	1	6,	3 4 0	4,	4 3 8	1,	902
県		計	1 7	155,	803	109,	062	46,	741

[※]ゴルフ場利用税(A)は、H30年3月からH31年2月までの間に収入した額です。

(県担当課室名 総務部税務課)

I-7 法人事業税の収入金額課税制度の堅持について (新規)

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局 経済産業省、資源エネルギー庁

【要望の内容】

電気供給業等に対する法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 収入金額課税は、電気供給業が地域独占及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する施設や従業員の規模に比べて所得が低く抑えられることや、電気料金算定時に法人事業税相当額を原価算入し消費者に転嫁できることなどを根拠として、昭和24年度以降行われてきました。
- (2) 平成31年度税制改正大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、今後の検討事項とされています。
- (3) しかし、小売全面自由化後も全国の全販売電力量に占める新電力のシェアは約14.2パーセントにとどまっていることや、有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、大手電力事業者が競争上優位である状況は継続していることから、収入金額課税制度を堅持すべきです。

県内の電気供給業に係る収入金額課税による税収:約17億円 経済産業省の税制改正要望による場合の税収:約4億円(約8割の減収)

(県担当課室名 総務部税務課)

Ⅱ 秋田の未来につながるふるさと定着回帰

Ⅱ-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部 総務省自治財政局 厚生労働省大臣官房、子ども家庭局

【要望の内容】

- (1) 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子 化対策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交 付金」の運用に配慮すること。
- (2) 子どもの成長と子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援事業について、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組むことができるよう 「子ども・子育て支援交付金」の柔軟な運用を行うこと。
- (3) 本年10月開始の幼児教育無償化において、必要な地方財源を一般財源 総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責 任において必要な地方財源を確実に確保すること。 また、地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に

助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成制度に対し、 地方財政措置を講じること。

(4) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が人口千対5.2 (平成30年概数)と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」 や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子 世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的

負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法 人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積 極的に取り組んでいます。

(3) 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、将来的には、各地方公共団体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。

さらに、県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業については、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため対象者が少なく、事業を実施できない市町村があります。

(4) 国では、どこに居住していても等しく子育て支援サービスが受けられるよう「市町村子ども・子育て支援計画」に基づき実施する市町村の事業費に対して3分の1の助成を行っています。

国の交付金の基準が、地域子育て支援拠点事業では、週3日以上かつ1日3時間又は5時間以上の開設が必要となっているなど、地域のニーズや実態に応じたものとなっていないため、その活用が困難となっています。

(5) 幼児教育無償化の必要財源のうち、地方負担分については、全額地方財政計画の歳出に計上して一般財源総額を確保した上で交付税算定における基準財政需要額に算入することとしていますが、各地方公共団体が、無償化に必要な財源を確実に確保できるよう、一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上することが必要です。

また、地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む自治体に対しては、地方財政措置を講じることが必要です。

(6) さらに、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。 子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるという少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1)保育料助成制度の充実

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

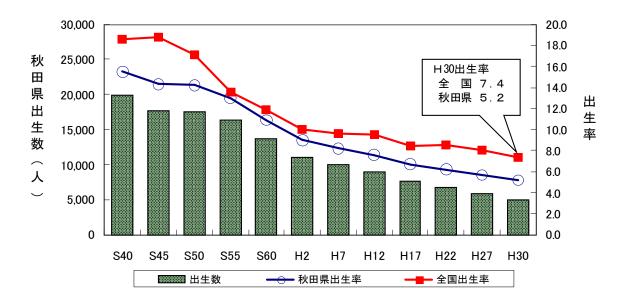
① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代(所得制限あり)

- イ 助成率等
 - i 世帯年収約640万円※までの世帯(第1子から) 1/2又は1/4
 - ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯(世帯年収約640万円※まで) 第2子以降の保育料全額

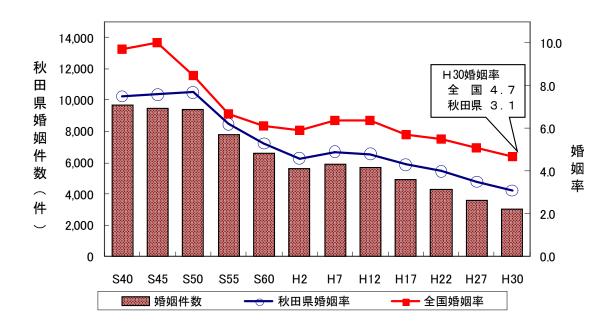
 - iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯(世帯年収約640万円~930万円※まで) 第2子以降の保育料1/2
 - ※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安
- ② 子育てファミリー支援事業
 - ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯(施 設利用者・在宅の双方)
 - イ 助成額 1世帯当たり15,000円(年上限額)
- ③ 副食費助成事業(令和元年10月開始)
 - ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3~5歳児を有する世帯(所得制限なし)
 - イ 助成率等
 - i 世帯年収約360万円※を超える世帯(第1子から) 1/2又は1/4
 - ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯 第2子以降の副食費全額
 - iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額
 - ※世帯年収は保育所利用の場合の目安
- (2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成
 - 一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。
 - ・対象: 0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童(ただし、 保護者の前年の所得による制限あり)
 - ・内容:①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の 窓口で支払う自己負担額の全額助成
 - ②上記(1)に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額 (ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり 1,000円が上限)

2 当県の出生数・出生率



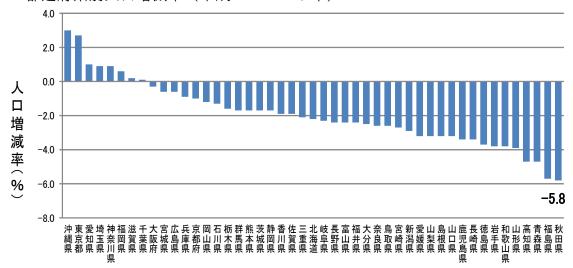
出典:人口動態調査【厚生労働省】(H30は概数)

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典:人口動態調査【厚生労働省】(H30は概数)

4 都道府県別人口増減率(平成22~27年)



出典:平成27年国勢調査【総務省統計局】

(県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、 健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室、 教育庁幼保推進課)

Ⅱ-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局 厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定(えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定)の取得に取り組む中小企業への支援策の拡充を行うこと。
- (2) 女性活躍推進法が本年6月に改正され、一般事業主行動計画策定の義務づけが中小企業まで拡大されたことから、中小企業の負担を軽減するために、施行まで十分な準備期間を確保し、制度を周知するとともに、きめ細かな支援を実施すること。
- (3) 地域の実情に応じた女性活躍の取組を推進できるように、「地域女性活躍推進交付金」の継続的な実施とともに、要望に対応できる十分な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 平成29年3月に国が決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の 治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者 が活躍しやすい環境整備」など9つの分野において、具体的な施策を掲げ、 今後10年間で関係法律の改正等を含め施策を講じることとされており、 本年4月からは働き方改革関連法が順次施行されています。

加えて、本年6月に決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、女性が活躍できる地域社会の実現に取り組むとしており、これを踏まえ、当県で策定する「第2期あきた未来総合戦略」においても、あらゆる分野における女性の活躍を推進する施策を重点化し実施することにしています。

人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県においても、県の活力を維持・向上させていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。

(2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている (全国11位)ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷して いる(同40位)ほか、男性の育児休業取得率が6.2%(平成30年 度)と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分 には進んでいない状況です。

県内企業の99.9%を占める中小企業からは、女性の活躍推進や両立 支援に向けた取組自体が会社の負担になる、一般事業主行動計画の策定は 努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。

(3) こうしたことから、当県では、平成27年に経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進や両立支援に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。

さらに、昨年6月からは、経済団体と連携してワンストップで企業への 支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、取組を一層 強化しています。

(4) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん認定等に向けた取組に関する事務等の負担が大企業に比べて大きい中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

- (5) また、一般事業主行動計画の策定の義務づけを、次世代育成支援対策推進法と同様に、従業員101人以上の企業に拡大するなどの女性活躍推進法の一部改正法が公布され、同日(本年6月5日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることになっていることから、施行までの期間においては、義務づけされた中小企業が適切に取組を実施できるように、丁寧なサポートを実施する必要があります。
- (6) さらに、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、年々予算が縮小している「地域女性活躍推進交付金」については、令和2年度以降も継続して実施するとともに、地方の要望に対応できる十分な財源を確保する必要があります。

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順	位	管理的職業従事				
東北	全国	女	性 の) 割	合 (%)	
1	10	宮	城	県	16.8	
2	11	山	形	県	16.7	
3	28	青	森	県	14.2	
4	32	福	島	県	13.7	
5	38	岩	手	県	12.3	
6	40	秋	田	県	12.0	
		全	国 平	均	14.8	

順位					における
東北	全国	女	性の	有	美率(%)
1	3	山	形	県	74.3
2	11	秋	田	県	71.7
3	12	岩	手	県	71.6
4	22	青	森	県	69.7
5	30	福	島	県	68.6
6	35	宮	城	県	67.9
		全	軍 平	均	68.5

出典:総務省「平成29年就業構造基本調査」

2 東北のくるみん認定企業数等の状況(令和元年6月末現在)

くる	みん	認定	企 業 数
山	形	県	42
福	島	県	34
岩	手	県	32
宮	城	県	29
秋	田	県	25
青	森	県	24
全	国平	均	67.0

プ 認	ラ チ 定	ナ 企	る み ん 業 数
宮	城	県	3
山	形	県	3
岩	手	県	2
青	森	県	2
福	島	県	1
秋	田	県	0
全	国平	均	6.4

える	るぼし	認定	企 業 数
岩	手	県	9
青	森	県	6
福	島	県	5
宮	城	県	4
日	形	県	4
秋	田	県	2
全	国 平	均	18.5

出典:厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」 及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度 周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップ で行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- · 設置場所 秋田県商工会連合会内(秋田市)
- ・委 託 先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員(3人)の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー(社会保険労務士)の派遣
 - ④補助金制度の案内、交付申請書類等の受理
 - ⑤その他中小企業における取組の支援に関する業務

(県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課)

Ⅱ-3 良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する 都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【要望の内容】

- (1) 良好な市街地を形成し、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の 整備に必要な予算を確保すること。
 - ① 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全を確保する「新屋土崎線 (秋田市)」、「八幡根岸線(横手市)」などの整備に必要な予算を確保し 支援すること。
 - ② 「川尻広面線 (秋田市)」、「停車場 栄 町 線 (由利本荘市)」などの市 街地における無電柱化の推進に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 都市公園における利用者の安全、安心を確保するため、県立中央公園の 屋根付きグラウンド「あきたスカイドーム」の膜屋根更新について、必 要な予算を確保し支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、市町村と共に研究会を立ち上げ、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。

こうした計画を策定した市町村を支援するため、県としてもコンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な歩行空間を確保することにより、良好な市街地形成を図ることが必要です。また、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を推進しており、電線管理者と連携しながら、確実かつ計画的に整備を進める必要があります。

(2) 当県では、都市公園施設の老朽化が進むなか、公園施設長寿命化計画に 基づき計画的な改築更新を進めていますが、確実な実施のためには予算の 継続的な確保が必要です。

特に、県立中央公園の屋根付きグラウンド「あきたスカイドーム」は、 県地域防災計画において広域防災拠点の「一次物資集積拠点」に指定され ている施設ですが、老朽化に伴う膜屋根更新が必要となっており、大規模 災害に備えるため、必要な予算の確保が喫緊の課題となっています。

コンパクトなまちづくりを支援する街路整備

新屋土崎線(旭南)

慢性的渋滞、歩道狭小

県街路事業により、

中心市街地への

アクセスを強化!

至 能代市

→ 4車線化・無電柱化により 円滑で安全な交通環境へ

川尻広面線(横町)



方通行のボトルネック区間

JR秋田駅

→ 道路拡幅・無電柱化により 沿道環境改善へ

千秋広面線(手形陸橋)

R元年度完成

秋田市中心市街地活性化 基本計画区域(H29.3認定)

◆主な民間投資プロジェクト

- ■テレビ局本社 新築移転
- ■駅直結店舗、駐車場建設
- ■駅前大型商業施設リニューアル
- ■JR秋田支社 新築移転 ■CCRCスポーツ整形クリニック
- ■CCRC医療福祉住宅複合施設
- JR秋田ゲートアリーナ(体育館)



◆主な県市実施事業

■街路事業

至

秋田中央IC

横山金足線

- ■土地区画整理事業 等
- ■県·市連携文化施設



(秋田市)



秋田市 市街地概要図

県立中央公園 平面図

「あきたスカイドーム」の膜屋根更新

至 大仙市





【あきたスカイドーム概要】

•竣 工 年:平成2年1月

•建築面積:12,132m²(水平投影)

•構造形式:鋼管骨組膜構造

(屋根部材 テフロン膜)

Ⅱ-4 生活排水処理の広域化・共同化への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、 県と市町村等との連携により取組を進めている広域化・共同化に係る次の事業に ついて、予算の拡大を図り、必要な支援を行うこと。

- (1) 生活排水処理等で生ずる汚泥の広域的な利活用を図るため、県南地区の 4市2町1村2組合を対象として整備を計画している広域汚泥処理につい て、事業実施に向けた必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 流域下水道を核とする当県の広域化・共同化の取組の効果を早期に発現するため、集約化に係る施設整備について、市町等を支援すること。特に県北地区広域汚泥資源化事業に密接に関連する「大館市し尿受入施設整備事業」を支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県南地区広域汚泥処理事業は、生活排水処理汚泥を集約し効率的・効果 的に処理することで、将来の財政負担を軽減するとともに、汚泥を地域資 源として利活用し、循環型社会に貢献するものであり、事業運営のための 予算確保が必要です。
- (2) 県北地区広域汚泥資源化事業は、令和2年度の供用開始に向けて整備を進めています。この資源化事業の効果を最大限に発現させるためには、流域下水道敷地内で大館市が進めているし尿受入施設の整備や農業集落排水施設の統合のための予算確保が必要です。

本県が全国に先駆けて進めている市町村等との広域化・共同化の取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として、高く評価されています。

「秋田モデル」による持続可能な下水道事業の取組

大館市し尿受入施設整備事業

◆大館市のし尿や浄化槽汚泥等を受入する施設を 流域下水道大館処理センター敷地内に新設

> 予定【R元事業計画変更、R2発注支援業務、 R3~4設計·工事、R5供用開始】

> > ▼ 秋田臨海処理センター 秋田市 ノ

大曲処理センタ

美郷町

横手市工

湯沢市 🔳

大仙市

横手処理センタ

羽後町

T

由利本荘市

にかほ市

流域下水道処理場

し尿処理場

単独公共下水道処理場



八峰町 藤里町 小坂町 I 大館市し尿処理場 処理センター(T 大館市 鹿角市 能代市 広域汚泥資源化施設 (R2供用予定) 三種町 上小 北秋田市 大潟村 뎨 郎潟町 男鹿市 其 五城目的

____ 大館市 し尿・浄化槽汚泥等

運搬流域下水道大館処理センター敷地

下水道広域化推進総合事業

大館市し尿受入施設



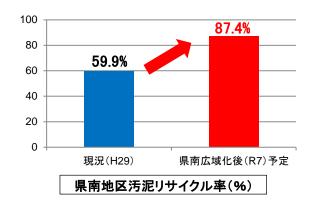
秋田県

広域汚泥資源化施設 (R2供用開始)

県南地区広域汚泥処理事業

◆県南地区4市2町1村2組合を対象に 下水道処理場やし尿処理場からの 汚泥を集約し、資源化を計画

予定【R元基本計画、R2~3発注支援業務、 R4~6設計·工事、R7供用開始】



東 成 (

瀬村

仙北市

Ⅲ 社会の変革へ果敢に挑む産業振興

Ⅲ-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について

国土交通省大臣官房、港湾局

【要望の内容】

- (1) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、 防波堤の整備等を促進すること。
- (2) 秋田港、船川港における津波対策等(漂流物対策施設の整備等)について、 早期に実現できるよう支援すること。
- (3) 秋田港の本港地区において、増加するクルーズ船寄港に対応するため、 受入環境の整備に必要な予算を確保し支援を行うこと。
- (4) 一般海域における洋上風力発電の促進に向け、秋田県沖を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(以下、「再エネ海域利用法」という。)の促進区域に指定し、基地港となる能代港、秋田港の機能強化を支援すること。

- (1) 秋田港では、昨年7月に改訂した「港湾計画」を基に、将来の貨物量や 航行船舶の増加に対応した環境整備を進めていくことにしています。 また、能代港においても、能代火力発電所3号機の建設により、更なる 物流の増加が見込まれることから、早急な環境整備が必要になっています。
- (2) 当県では、港湾区域における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、津波対策事業の予算確保が必要です。また、船舶の大型化に対応した、利便性の高い港湾の整備を行う必要があります。
- (3) 当県では、インバウンド誘客の推進に取り組んでおり、増加する外航クルーズ船の需要を取り込み、地域活性化へと結び付けていくことにしています。このため、早急に係留施設や旅客利便施設等の受入環境の整備を進め、クルーズ船の更なる誘致を図ることが急務になっています。
- (4) 当県では、港湾区域内において大規模な洋上風力発電施設の建設が計画されているほか、日本海側北部沿岸の一般海域においても洋上風力発電の先行的な建設計画が進められています。本年7月には、当県の「能代市、三種町および男鹿市沖」、「由利本荘市沖(北側・南側)」、「八峰町および能代市沖」並びに「潟上市沖」が、再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けた有望な区域として選定されており、部材の組立てや積出し、維持管理などを行うための施設整備等の港湾の機能強化が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備 秋田自動車道 秋田北IC 秋田港 直轄事業 補助事業 風力発電予定地 秋田港アクセス道路 本港地区クルーズ拠点の形成 飯島岸壁(-11m)の改良 石炭火力発電所 建設予定地 洋上風車取扱ふ頭 港湾内洋上風力発電予定地 (R4年度運転開始予定) クルーズ拠点の施設整備 秋田港へのクルーズ船寄港回数 26回 ■ 内航クルーズ船 25 ■ 外航クルーズ船 22回 18回 17回 15 10回 10 70 第二南防波堤の延伸 H26 H27 H28 H29 H30 R元 能代港 洋上風車取扱ふ頭 能代火力発電所 3号機建設地 (R元年度運転開始予定) 港湾内洋上風力発電予定地 沖合洋上風力発電の候補海域 大森地区泊地(-13m)浚渫 船川港 海域:八峰町、能代市沖 漂流物対策 発電所規模:最大18万kW 運転: R7年度見込み 施設整備 船川港 海域:能代市、三種町、男鹿市沖 発電所規模:最大45.5万kW 運転: R5年度見込み 秋田港 海域:潟上市沖 発電所規模:最大50万kW 船揚場改良 水深30m 運転:R9年度見込み 海域:由利本荘市沖 発電所規模:最大100万kW 浸水域(住居) 【20ha】 浸水域(住居以外)【123ha】 運転:R8年度見込み 秋田県沖の一般海域のプロジェクト

(県担当課室名 建設部港湾空港課)

船川港想定浸水域

Ⅲ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の 利用の促進について

内閣府総合海洋政策推進事務局 総務省自治行政局、自治税務局 経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁 国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する 法律(以下、「再エネ海域利用法」という。)第8条の規定に基づく促進区 域の指定に当たっては、当県が要望する区域に十分配慮するとともに、早期 の指定を行うこと。
- (2) 洋上風力発電設備の設置のため、環境影響評価法に基づく手続きや電力系 統の確保、地元調整等を、再エネ海域利用法の制定が検討される以前から進 めている先行事業者が、同法の施行によって不利益を被ることのないよう、 公募占用指針に係る評価基準等において十分に配慮すること。 また、同評価基準においては、地域産業の振興に資する取組など地域への

また、同評価基準においては、地域産業の振興に貧する取組など地域への貢献についても、十分に配慮すること。

- (3) 再エネ海域利用法による洋上風力発電の導入に際し、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、国として、適切な助言等による支援を行うこと。
- (4) 再エネ海域利用法第4条第3項に基づき、洋上風力発電に関する住民の 理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 再エネ海域利用法では、経済産業大臣及び国土交通大臣が、指定しようとする区域ごとに組織する協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定することになっています。

平成31年4月に、有望な区域の候補として、当県の4区域を国に情報提供したところ、令和元年7月には、当県の2区域を含む4つの区域が、協議会の組織等の準備を直ちに開始する有望な区域として整理され、10月

には、当該2区域における協議会が設置されました。

当県では、平成27年1月に、港湾区域外の一般海域において、着床式洋 上風力発電に適した候補海域を設定したことから、複数の先行事業者が、同 海域において、環境影響評価法に基づく手続き等を行っており、同法の施行 が、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた先行的な取組の妨げとならない よう、促進区域の迅速な指定を図ることが求められています。

- (2) 公募占用指針中の「選定事業者を選定するための評価の基準」や、「公募の実施に関する事項その他の必要な事項」等において、法に先行して環境影響評価法に基づく手続きや事業可能性調査、電力系統の確保、利害関係者との調整等を行っている事業者が不利益を被ることのないよう配慮するとともに、洋上風力発電事業が長期にわたり地域と共生していくためには、事業者が実施する地域貢献策についても十分に評価することが必要です。
- (3) 地方税法第389条第1項第2号により、電気事業の用に供する償却資産については、発電・送電等の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められる場合には、都道府県知事又は総務大臣が固定資産についての価格等を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することになっています。

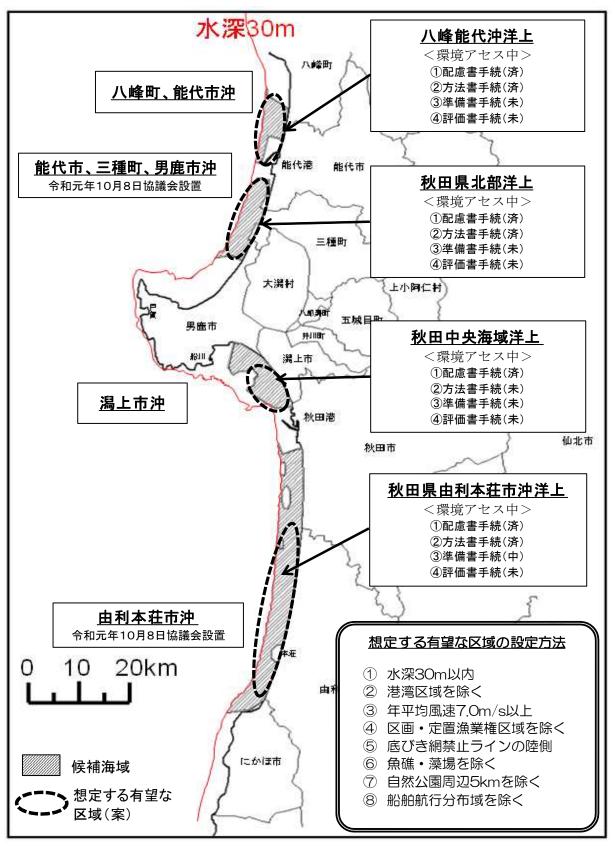
その配分方法については、地方税法第389条第1項の規定により道府 県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則におい て、当該償却資産が所在する市町村に配分するものとされています。

しかし、市町村の境界がない海域では、洋上風力発電設備の所在が明らかではなく、地方自治法第9条の3に基づく境界の画定を行う場合も、関係市町村間の協議のみでは、容易に進展しないおそれがあるほか、総務省内に複数の関係課があるなど、協議に時間を要することが予想されます。

納税先が早期に定まらない場合には、選定事業者が、地元調整を行う際の支障となることも懸念されることから、関係市町村が発電設備に係る固定資産税の課税を協議する際には、協議の迅速化が図られるよう、国における相談窓口の明確化など、適切な指導や助言を受けるための国の体制の整備が必要です。

(4) 洋上風力発電の導入に関して、景観や騒音等による生活環境等への影響や地域経済へのメリットの有無に関する懸念が、一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

秋田県における有望な区域と先行事業者の状況(令和元年10月現在)



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課 総務部税務課、建設部港湾空港課)

Ⅲ-3 洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を 加速するための環境整備について

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁

【要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の 増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組につい て、加速化を図るとともに、送電線工事等に長期間を要する場合には、固 定価格買取制度における運転開始期限の適用の緩和等に配慮すること。
- (2) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた調査研究や実証事業を行い、その加速化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」(計画期間:平成28年度~令和7年度)では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることにしています。

地域間連系線については、平成29年4月に事業着手された「東北東京 間連系線に係る広域系統整備計画」が進められています。

将来の再生可能エネルギーの導入に寄与する地域間連系線の完成には長期間を要することから、工期の短縮に向けた取組が必要です。

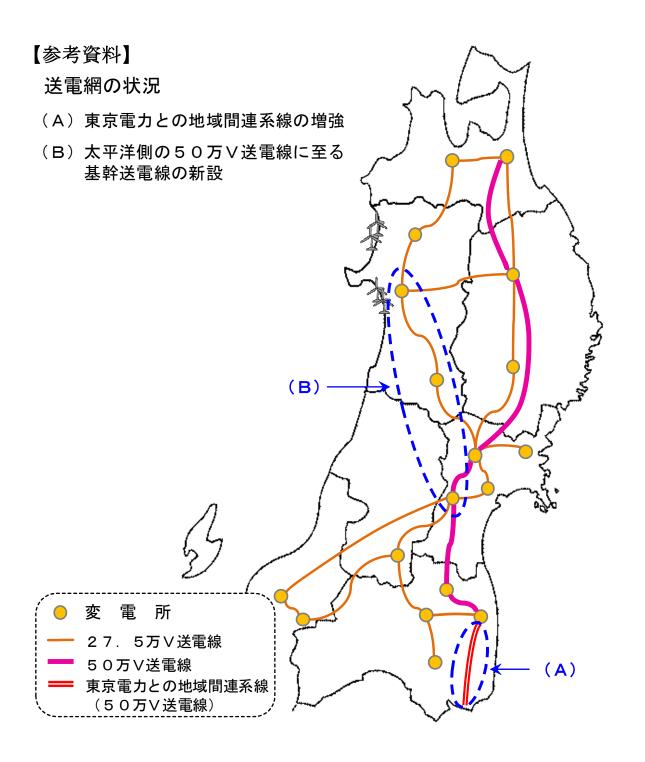
基幹送電線の整備については、平成28年5月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなり、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要になったことから、「電力広域的運営推進機関」は、近隣の電源接続案件を募って、複数の発電事業者が工事費負担金を共同負担して系統増強を行う、「電源接続案件募集プロセス」の手続きを行っていますが、先行事業者の契約取り下げによる再検討の影響を受け、令和元年5月下旬であったプロセス完了の時期が延期されています。

さらに、同プロセス遅延の影響により、FIT法における発電設備の認定基準に係る運転開始期限内に送電が開始できない場合には、当該発電事業の経済性を大きく損なうおそれがあります。

(2) 再生可能エネルギーの適地が偏在しているため、電力系統の容量不足に 伴う系統整備の費用負担や、出力変動に対応した調整力の確保が課題にな っています。

そのため、現在、国において、電力系統の効率的運用を図るべく「コネクト&マネージ」の検討が進められているほか、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ-4 予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証事業の実施について (新規)

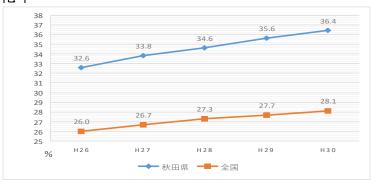
厚生労働省健康局、老健局、保険局 経済産業省商務情報政策局

【要望の内容】

予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための大規模実証事業については、予算を十分に確保した上で、健康寿命延伸に向けた大規模な実証を効果的に実施するための条件が整っている当県を実施箇所に選定するよう配慮すること。

- (1) 当県は、高齢化率や悪性新生物(がん)による死亡率が全国1位、脳血管疾患による死亡率が全国2位、特定健診受診者数に対するいわゆるメタボリックシンドローム該当者の割合が全国ワースト4位であるなど、健康に係る多くの課題を抱えております。また、生産年齢人口も著しい減少を続けており、元気な高齢者の社会参加が喫緊の課題となっています。このため、予防・健康づくりに関するこうした取組を当県で実施することは、全国への展開や、予防・健康づくりに係る本格的な社会実装に繋がるものと考えます。
- (2) 当県では、保健医療福祉関連産業を今後も成長が見込まれる成長分野の一つと位置付け、同分野への参入促進や参入企業の競争力強化を支援しており、これに加え、本年8月2日には、「ヘルスケア産業」への県内企業の参入を促進し、「健康寿命日本一」を達成するため、産学官金等による「秋田県次世代ヘルスケア産業協議会」が設立されるなど、健康寿命延伸を見据えた大規模実証事業を効果的に行うための条件が整っています。

1 秋田県の高齢化率



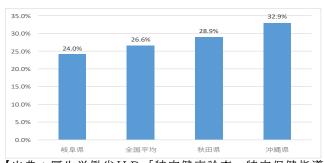
【出典:内閣府「高齢社会白書」】

2 秋田県の主な死因別の死亡率(対人口10万人)



【出典:厚生労働省「人口動態統計月報年計」】

3 メタボリックシンドローム該当者割合(平成28年)



【出典:厚生労働省HP「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」】

◎秋田県次世代ヘルスケア産業協議会

設 立:令和元年8月2日

会員数:68(10月25日現在)

内 訳:企業等32、医療福祉5、大学・研究機関4、金融2、行政25

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課 健康福祉部健康づくり推進課)

IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業

Ⅳ-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

内閣官房 財務省大臣官房、主計局 農林水産省大臣官房、生産局、農村振興局、林野庁

【要望の内容】

(1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。

特に、TPPや日米貿易協定等に伴う畜産経営の影響に対応した必要な措置を講じること。

(2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」を始め、「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等について、予算を十分かつ安定的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

(1) 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、農業の成長産業 化や食料自給率の向上に向けた施策を充実するなど、地域の実情に十分配 慮することが必要です。

また、TPP11及び日EU・EPAの発効や新たな日米貿易協定の合意を踏まえ、「総合的なTPP等関連政策大綱」の対策を拡充するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含めTPP協定の総枠内で設定することが必要です。

(2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模生産団地をそれぞれ50か所を目標に全県域に整備することにしています。

これまで「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」を活用した大規模生産団地等の整備を進めてきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、 農業産出額の伸び率が3年連続で全国トップクラスになるなど、着実に成 果が現れてきています。

(3) こうした大規模生産団地の整備には、「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等が不可欠であり、地域の実情に応じた機動的な制度にするとともに、これまでの補正予算に加え、当初予算での措置により、必要な予算を安定的に確保することが必要です。

1 産地パワーアップ事業の実績と計画

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
平成30年度実績 (H29補正)	横手市十五野地区、男鹿市五里合地区、湯沢市 北部・羽後町三輪地区、羽後町新成地区、大潟 村など 計30地区	3, 157	1,444
令和元年度計画 (H30補正)	横手市十五野地区、鹿角市末広地区、大仙市内 小友地区、八峰町石川地区など 計32地区	2,898	1, 286
令和2年度計画	能代市浅内地区、三種町八竜地区、美郷町畑屋 中央地区など 計18地区		

2 畜産クラスター事業の実績と計画

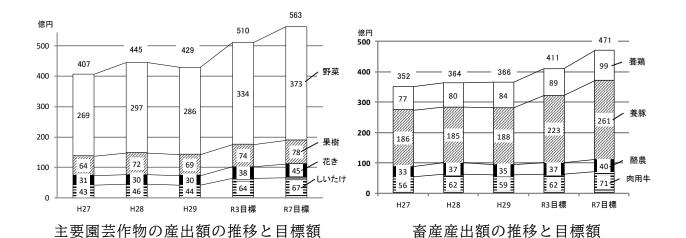
(単位:百万円)

(単位:百万円)

予算時期等	地区	事業費	補助金
平成30年度実績 (H29補正)	北秋田市中屋敷地区、由利本荘市東由利地区、由利 本荘市矢島地区、など 計8地区	1,554	715
令和元年度計画 (H30補正)	横手市杉沢地区、三種町豊岡地区、美郷町六郷地区 など 計4地区	979	450
令和2年度計画 (R3以降も含む)	大館市大館地区、鹿角市花輪地区、男鹿市角間崎地 区など 計11地区		

3 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) の計画 (単位:百万円)

予算時期等	地 区 名 等	事業費	補助金
令和2年度計画	144.11.81.71.91.42.42.42.42.42.42.42.42.42.42.42.42.42.	4, 222	1,747
	町地区		



(県担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

Ⅳ-2 新規就農者や農業法人等の確保・育成について

農林水産省経営局

【要望の内容】

(1) 次代の地域農業を担う担い手の確保・育成を図るため、認定就農者や移 住就農者等への支援を強化すること。

特に、新規就農者の確保・育成に貢献している「農業次世代人材投資事業」や「農の雇用事業」については、必要な予算を確保するほか、制度の見直し等に当たっては、現場の意見を十分踏まえるとともに、混乱を招かないよう十分な周知期間や経過措置を設けること。

(2) 農業法人等の経営規模の拡大や複合化等を加速する、新たな「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(融資主体補助型)」については、現場の要望に応えられるよう十分な予算を確保するとともに、配分に当たっては、農地集積・集約化を図る地区を、より高く評価する仕組みにすること。

【要望の背景や当県の取組】

《新規就農者の育成》

- (1) 当県では、次代の担い手の就農前研修の実施や、移住就農者の円滑な就 農に向けた機械・施設等の無償貸与など、総合的な就農対策の実施により、 近年、年間200人を超える新規就農者を確保しています。
 - しかし、人口減少が続く当県においては、地元出身者はもとより、移住 就農者を含め、更なる確保が必要となっており、地方公共団体が行う移住 就農相談会や体験研修の実施などに対する支援の強化が必要です。
- (2) 「農業次世代人材投資事業」については、要望額に対する配分が十分でないため、交付対象者の研修期間における生活安定と就農後の経営確立に支障をきたすことが懸念されていることから、追加配分を行うとともに、事業要望に対応できるよう十分な予算の確保が必要です。
- (3) 「農業次世代人材投資事業の交付対象者の考え方について」の通知は、 あまりにも唐突であり、現場に大きな混乱を招いています。

特に、一定の収入があった前職から退路を断って就農した者や、有機農業などこだわりの営農にチャレンジする者もおり、その選定に当たっては、経営実態等を踏まえた柔軟な運用が必要です。

(4) 「農の雇用事業」については、働きやすい労働環境を整備するとともに、 障害者等の多様な人材を確保するための制度拡充が必要です。

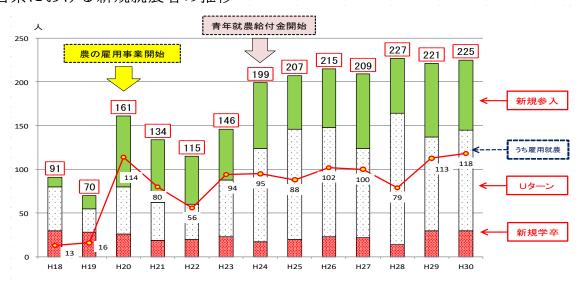
《農業法人等の経営基盤の強化》

- (5) 農業法人等の経営基盤の強化を支援する「強い農業・担い手づくり総合 支援交付金(融資主体補助型)」については、要望に対する事業採択率が 5割にとどまっており、事業要望に十分対応することが求められています。
- (6) 本交付金は、「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体の経営発展に必要な機械・施設の導入を支援対象としており、プランに基づいた農地集積・集約化の取組に配慮した事業採択を行うことが重要です。

このため、交付金の配分に当たっては、集積・集約化を進めている地区の評価ポイントを高くするとともに、都道府県全域の取組状況も評価することが必要です。

【参考資料】

当県における新規就農者の推移



(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

Ⅳ-3 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

総務省自治財政局 農林水産省生産局、政策統括官

【要望の内容】

(1) 需要に基づいた米生産を進めるため、播種前を基本に、数量や価格に関する事前契約を締結する取組が普及・定着するよう、卸売業者や実需者の理解と協力を促すこと。

併せて、方針作成者や生産者が需給状況を的確に把握できるよう、主食 用米の産地・銘柄別の需要動向や在庫量など、きめ細かな情報を迅速に提 供すること。

- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の交付水準を維持するとともに、主食用米の需給の均衡を図るため、備蓄米や飼料用米など非主食用米のインセンティブを高めること。
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、それに伴う施設の改修に対する支援措置を講じること。
- (4) 主要農作物の優良種子の安定供給に支障を来さないよう、都道府県での 取組状況に応じた地方財政措置を堅持すること。

- (1) 米の需要を見極め、価格の安定を図るため、県農業再生協議会では、集 荷団体に対し、数量のみならず、価格も含めた事前契約を推進しています が、その普及・定着には実需者側の理解と協力も必要不可欠です。
 - また、集荷業者等が販売計画を立てる際には、全国の需給状況だけでなく、産地・銘柄別のきめ細かな情報も必要です。
- (2) 主食用米の価格上昇に伴い、当県を始め全国的に非主食用米から主食用 米に転換する動きが見られることから、備蓄用米や飼料用米など非主食用 米については、取組が後退することがないよう、一層インセンティブを高 め、作付を誘導する対策が必要です。

- (3) 稲作の基幹施設として整備されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、 老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (4) 主要農作物の種子生産は、我が国における食糧生産の根幹を成すものであることから、種子法廃止による優良種子の安定供給に対する不安の声を 払拭するとともに、生産現場に優良種子を安定的かつ継続的に供給できるよう、これまで都道府県が担ってきた体制を堅持していく必要があります。

1 事前契約率の状況

(単位:千玄米トン)

	Н29	H30 (令和元年8月末現在)
集荷数量	243.5	251.5
うち事前契約数量	90.5	183.1
(事前契約比率)	(37%)	(73%)

2 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位:億円)

	H29	H30
戦略作物助成	92.2	83.4
産地交付金	43.0	36.0
計	135.2	119.4

[※]産地交付金は補正予算を含む。

3 当県におけるカントリーエレベー<u>ター(CE)の設置状況</u>

(単位:基)

設置時期	$$40 \sim 59$	S60∼H9	$H10\sim19$	${\tt H20}{\sim}$	計
設置基数	18	16	5	6	45
うち耐用年数経過 ※	13				13

[※]全体のうち、耐用年数(鉄筋コンクリート造サイロ:35年)を超えて更新等が行われていないもの。

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

Ⅳ-4 豚コレラのまん延防止対策の徹底について

農林水産省消費・安全局

【要望の内容】

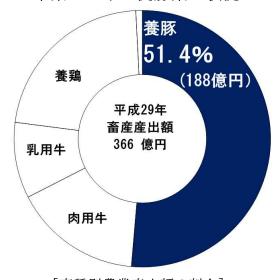
- (1) 飼養豚へのワクチン接種については、養豚場や野生イノシシで発生した 県に加え、接種を希望する都道府県においても実施可能とするほか、知事 が決定する「接種対象区域」について、柔軟に設定できるようにすること。
- (2) 野生イノシシへの感染拡大を防止するため、隣県で感染が確認されるなど、県内への侵入が懸念される状況となった場合には、速やかに経口ワクチンを散布できるようにすること。
- (3) 豚コレラやアフリカ豚コレラの非清浄国から直行便のある地方空港にも 検疫探知犬を配備するとともに、畜産物の不正持込に対する罰則を更に強 化して抑止力を高めるなど、水際対策を強化するほか、地方空港における 消毒の実施や、養豚場等における消毒薬・散布機購入等に支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 豚コレラは、養豚の一大産地である関東圏にまで感染が拡大したほか、 感染した野生イノシシが県境を越えて移動していることが確認されるなど、 依然として終息が見通せない状況にあります。
- (2) 国の防疫指針では、県内の養豚場や野生イノシシで発生しないとワクチン接種できず、これは、感染予防の目的とは矛盾することから、隣県の養豚場や野生イノシシで発生した場合、または、種豚等の取引先の県外養豚場で発生した場合でも接種できるようにする必要があります。
- (3) 種豚等供給農場では、ワクチン接種により、接種対象区域外の取引先へ 種豚等を供給できなくなり、全国的な種豚等の流通に支障をきたすことが 懸念されることから、知事が設定するワクチンの「接種対象区域」につい ては、防疫の徹底を前提に柔軟に設定できるようにする必要があります。
- (4) 本県では、隣県からの越境などにより野生イノシシの目撃件数が急増していることから、野生イノシシを介した感染拡大防止も不可欠です。
- (5) 豚コレラウイルスは海外由来であることが指摘されているほか、中国からの肉製品にアフリカ豚コレラの生きたウイルスが多数確認されるなど、水際対策の更なる強化が必要です。

本県では、県内2空港での靴底消毒や、全養豚場及びと畜場等への消毒薬の配布による緊急一斉消毒を独自に実施しています。

1 本県における養豚業の状況



[畜種別農業産出額の割合]



[子取り用めす豚飼養規模別頭数の割合]

2 大規模養豚団地



[小坂町:ポークランドグループ]

3 県内空港における靴底消毒マットの設置



[秋田空港]

[大館能代空港]

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

Ⅳ-5 農業農村整備事業の予算確保等について

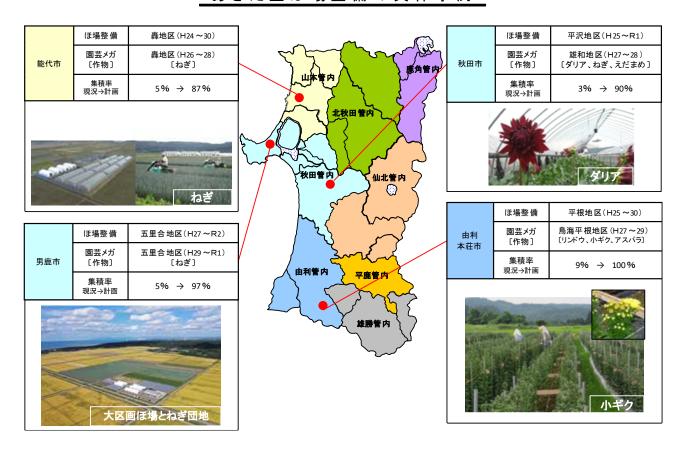
農林水産省大臣官房、農村振興局

【要望の内容】

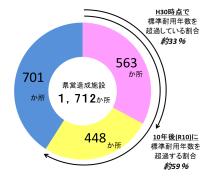
- (1) 農業農村整備事業は、生産コストの大幅な縮減や担い手への農地集積、 高収益作物への転換を図るとともに、スマート農業の導入にも必要不可 欠であり、農業用水の安定供給や農村地域の安全・安心を確保する上で 極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保 すること。
- (2) 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策は令和2年度までの3か年となっていますが、農業用ため池の整備や保全・管理は長期間にわたることから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を 図るため、園芸メガ団地の整備を始めとする各種施策を強力に推進した 結果、枝豆やネギ、花き等で産地化が進展し、3年連続で農業産出額が 増加するなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) 生産現場からは、複合型生産構造への転換を支える基盤整備の一層の促進を求められていることから、引き続き、園芸振興施策・農地中間管理事業と三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」や地下かんがい、モミガラ補助暗渠など水田の畑地化整備を加速することにしています。
- (3) 自然災害が激甚化・頻発化している中、当県の基幹的農業水利施設の約 3割が標準耐用年数を超過しており、農業水利施設等の長寿命化や防災 ・減災のための補修・更新等を計画的に実施する必要があります。
- (4) 特に、農業用ため池については、平成30年7月豪雨を踏まえた見直しにより、防災重点ため池がこれまでの3倍以上に当たる1,193箇所に上り、これらの改修・耐震化工事はもとより、管理施設や管理体制の整備に多くの期間を要することから、技術的・財政的な支援を安定的に行う必要があります。

あきた型ほ場整備の具体事例



〔当県の基幹的農業水利施設の現状〕



[老朽化した幹線排水路(湯沢市)]



〔当県の防災重点ため池の数〕



〔豪雨によるため池の決壊 (大仙市)〕



(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

Ⅳ-6 「日本型直接支払制度」の着実な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

【要望の内容】

- (1) 日本型直接支払制度の交付金については、推進活動に伴う事務経費を含め、必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 中山間地域等直接支払制度の新たな5期対策(令和2~6年度)を実施するとともに、「農業生産活動等の継続のための活動」への10割交付要件や交付金返還措置を緩和するなど、農業者等が安心して取り組める制度にすること。

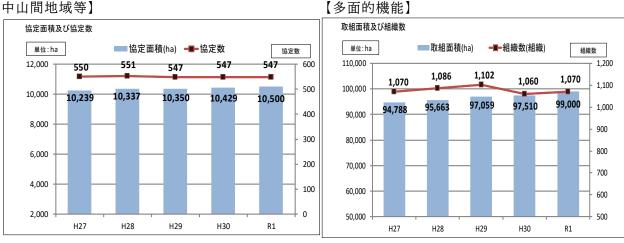
- (1) 人口減少が進む当県では、特に農村地域における農業従事者の減少が顕著であることから、耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効利用や良好な環境の維持を図るためには、「日本型直接支払制度」を持続的に活用することが重要です。
- (2) 当県では、今年度、県内農地の7割に当たる約10万9千ヘクタールで、 地域住民と一体となった保全活動に取り組んでおり、今後更にその範囲 を広げていくことにしています。
- (3) 農業・農村が有する国土の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等といった多面的機能は、その維持・発揮により国民に多くの恵沢をもたらすことから、次期対策においても、推進活動に伴う事務経費を含め、必要な予算を安定的に確保する必要があります。
- (4) また、中山間地域等の条件不利補正の観点から、「農業生産活動等を継続する活動」に対して10割交付となるような交付要件の緩和が必要です。

(5) 人口減少や高齢化が著しく進行している中で、5年間の活動継続に対し て不安を持つところもあることから、小規模な集落協定等でも交付金返 還免除とするなど、できる限り農業者等が安心して取り組める制度にす る必要があります。

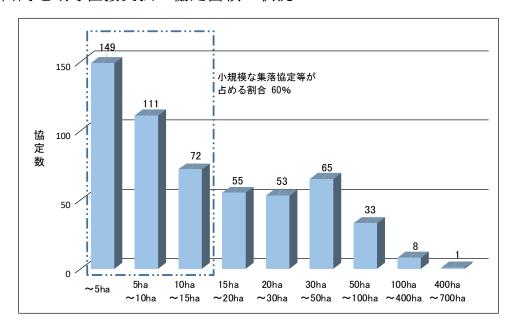
【参考資料】

取組状況

【中山間地域等】



中山間地域等直接支払の協定面積の状況 2



(県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)

Ⅳ-7 水産基盤整備事業の予算確保について

農林水産省水産庁

【要望の内容】

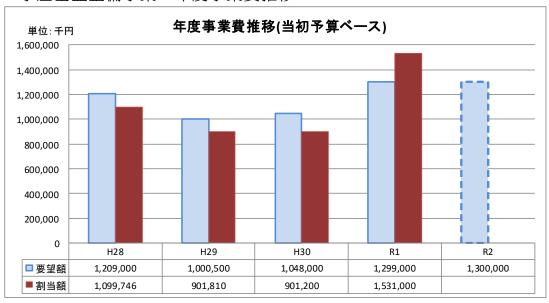
漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、当県漁業の振興を図る上で極めて重要な施策であることから、必要な予算を安定的に確保すること。

- (1) 「天皇陛下御即位記念第39回全国豊かな海づくり大会あきた大会」が本年9月7日、8日に開催され、当県の特色ある水産物や漁村文化の魅力を全国に発信したところであり、本年4月にオープンした水産振興センター栽培漁業施設を核として、つくり育てる漁業を一層推進するとともに、これを契機として更なる水産業の発展と漁村の活性化を図ることにしています。
- (2) こうした取組に加え、水産業の発展には、アワビやイワガキの増殖場など生産性の高い漁場づくりや、水産物の生産と流通の基盤となる漁港の長寿命化等、水産生産基盤の整備を計画的に推進していくことが重要です。
- (3) 当県では、水産基盤整備事業によりこれらの整備を図ってきたところですが、特に「水産物供給基盤機能保全事業」については、予算不足の状況が続いており、漁港内の経年的な堆砂により漁船の出入港に支障を来すなど、漁業経営に大きな影響を与えることが危惧されています。
- (4) 今年度は一定の予算が確保されたものの、これまでの予算不足は解消されておらず、予定していた工事の一部を先送りしている状況にあることから、今後、計画的に事業が実施できるよう必要な予算を十分かつ安定的に確保する必要があります。

1 水産基盤整備事業の整備計画

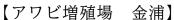
7 = = = M 7 7							
事業名	地区名 事業内容		事業主体	実施年度			
水産流通基盤整備事業	椿(船川港)	漁港施設整備	県	H29∼R3			
水産環境整備事業	秋田県(金浦漁場ほか1漁場)	漁場整備	県	H24~R3			
水産生産基盤整備事業	岩館	漁港施設整備	県	H29∼R3			
11	八森	漁港施設整備	県	H29∼R3			
水産物供給基盤機能保全事業	秋田県(岩館漁港ほか7漁港)	漁港施設の長寿命化	県	H22∼R5			
11	潟上	漁港施設の長寿命化	潟上市	H22~R1			
11	由利本荘市(道川漁港ほか1漁港)	漁港施設の長寿命化	由利本荘市	H24~R1			
11	男鹿市(加茂漁港ほか1漁港)	漁港施設の長寿命化	男鹿市	H27∼R4			

2 水産基盤整備事業 年度事業費推移



3 状況写真







【堆砂状況 畠(西黒沢)】 (県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

Ⅳ-8 森林環境保全整備事業等の予算確保について

農林水產省大臣官房、林野庁

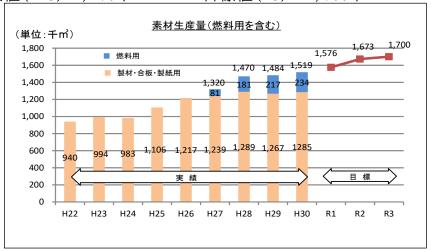
【要望の内容】

- (1) 森林整備の計画的な推進のため、「森林環境保全整備事業」の予算を十分かつ安定的に確保すること。
- (2) 県産材の安定供給と需要拡大を図るため、都市部での木造化や非住宅建築物における木材利用の拡大の流れを踏まえつつ、川上から川下までの総合的な対策を継続できるよう「林業成長産業化総合対策」の予算を十分かつ安定的に確保すること。

- (1) 森林整備は、国土強靱化や地球温暖化防止等に貢献するだけでなく、素材生産の拡大による地域経済の活性化や雇用の創出など、地方創生にもつながります。
- (2) このため、森林資源の循環に不可欠な再造林や、効率的な森林施業に必要な林道整備等の公共事業については、補正予算に加え、当初予算において、必要な予算を安定的に確保することが必要です。
- (3) 当県では、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる目標の達成 に向けて、路網整備や高性能林業機械の導入に加え、木材加工施設の整備 を推進するとともに、森林環境譲与税と新たな森林管理システムのスター トを契機に、都市部での木造化の動きに対応した県産材の需要拡大や非住 宅建築物における木材利用を更に進めることにしています。
- (4) これらの取組を着実に推進するため、国際通商を取り巻く状況の変化も 踏まえ、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」等の予算を十分か つ安定的に確保することが必要です。

- 1 第3期ふるさと秋田元気創造プランの目標値
 - ○素材生産量(燃料用を含む)

現状値(H28) 1,470千㎡ → 目標値(R3) 1,700千㎡



○スギ製品出荷量

現状値(H28)591千㎡ → 目標値(R3) 706千㎡



2 県産材の安定供給と需要拡大に向けた取組



高性能林業機械(コンビヤーダ)の導入



秋田駅西口バスターミナル

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-9 山地災害防止対策の推進と森林病害虫等防除対策事業 の予算確保について

農林水産省林野庁

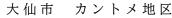
【要望の内容】

- (1) 集中豪雨や台風等により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山 地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算 を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病害虫等防除対策事業及び林業成長産業化総合対策の予算を十分に確保すること。

- (1) 昨年5月の大雨や平成29年7月及び8月の豪雨により、当県では、山腹崩壊など146箇所で17億円に及ぶ山地災害が発生し、緊急性のある箇所については、災害復旧等事業により対応しましたが、平成25、26年の豪雨により発生した災害箇所も含めて、経常の治山事業により対策を要する箇所が累積しており、更なる予算確保が必要です。
- (2) また、平成30年度補正予算から令和2年度までの3年間において、防災・減災、国土強靱化のための臨時・特別の措置が講じられ、令和元年度の当初予算は増額となっていますが、当県の「森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数」は、いまだ計画の約7割にとどまっており、継続的に事前防災減災対策が必要です。
- (3) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫の徹底駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準で松くい虫被害が発生しており、早期発見と駆除による徹底した対策の継続が必要です。
- (4) また、ナラ枯れ被害が急激に拡大したため、県単独事業を創設して、被害木の駆除や樹幹注入による防除などを実施していますが、被害区域は県内25市町村のうち、15市町村に及んでおり、白神山地周辺部等にも被害が拡大していることから、更なる防除対策が必要です。

豪雨により発生した山腹崩壊及び渓流の荒廃







横手市 八沢木地区

2 治山事業施行要望及び実施箇所数

(単位:箇所数)

区分	区分 H29 (実績)		H30 (3	実績)	R1(見	込み)	R2 (言	十画)
	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規
要望	104	32	113	36	112	38	103	35
実施	77	23	77	31	80	38		

森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数*

(単位:集落数)

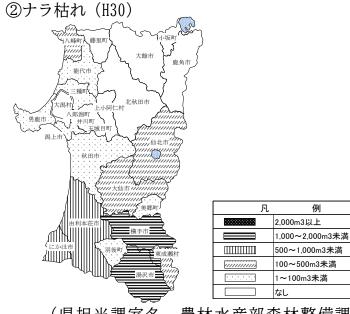
項目	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
計画	1,017	1,115	1,213	1,311	1,409	1,507
実績	1,017	1,035	1,049	1,060	1,063	1,067
進捗率	_	69%	70%	70%	71%	71%

- ※ 森林整備保全事業計画における成果指標
- ※ 全県4,389集落のうち、山地災害の恐れがある集落の数であり、複数の人家や公共施 設が保全対象とされているもの。

4 森林病害虫発生状況

①松くい虫(H30)





(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

Ⅳ-10 「緑の人づくり」総合支援対策の拡充について

農林水産省林野庁

【要望の内容】

林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するため、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成できるよう「緑の人づくり」総合支援対策の拡充を図ること。

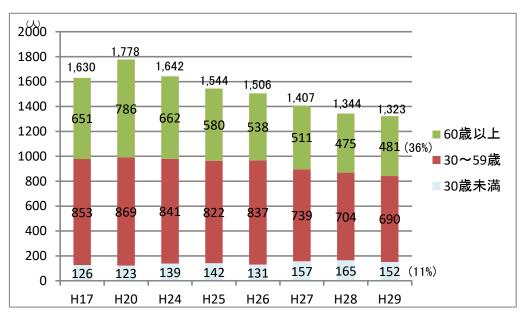
特に、林業へ就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるためには、林業労働力の確保・育成が必要です。
 - また、今年度から開始された「森林経営管理制度」による森林整備を円滑に推進するためには、素材生産や再造林を効率的に実施できる経営体と、それを支える高い技術力を持つ人材の確保が必要です。
- (2) こうした中、当県の林業従事者の年齢構成は、60歳以上が36%を占める一方、30歳未満は11%程度となっており、全国屈指の人工林資源を有する当県では、今後事業量の増大が見込まれることから、若者を主体とした技術者の確保・育成が喫緊の課題になっています。
- (3) このため、当県では、秋田林業大学校を平成27年度に開講し、保有する高性能林業機械をフルに活用し、操作からメンテナンスまでの実践的な技術研修や労働安全衛生研修を行うなど、即戦力の育成に取り組んでおり、修了生は全て県内の林業木材産業関係の企業等に就業しています。

当校の研修生には、「緑の青年就業準備給付金」が給付されていますが、 年々、国からの研修生1人当たりの額が減少していることから、若い人材 の安定的な確保への影響が強く懸念されます。

1 秋田県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給付金実績

単位:千円

年度	給付人数(人)	給付額	年給付額/人	月額/人
H27	17	23, 375	1,375	125.0
H28	35	48,090	1,374	124.9
H29	35	43, 155	1,233	112.1
H30	32	40, 295	1,260	115.0
R 1	31	33,418	1,078	98.0
前4	前年度との差			17.0

※令和元年度は9月1日現在の給付額

3 秋田林業大学校の研修状況









(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大

V-1 訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充に ついて

内閣官房 復興庁 財務省大臣官房、主計局 観光庁

【要望の内容】

東北地方への訪日外国人旅行者の誘客促進を更に加速し、着実なものとするため、「東北観光復興対策交付金」を十分に確保するとともに、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の、東北地方への流動を促すための幅広い支援策を講じること。

また、地方における観光客受入に向けた環境整備に係る財政需要に対応するため、本年1月に導入された「国際観光旅客税」の税収の一定割合を、地方に配分すること。

- (1) 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、 訪日外国人旅行者の大幅な増加を踏まえ、これまでの政府目標を前倒しし、 2020年までに4,000万人に増加させることにしていますが、当県 を含む東北地方における外国人宿泊者数は増加しているとはいえ、震災前 の2010年に1.9%となっていた全国シェアが、2018年では 1.6%にとどまっているなど、インバウンドの地方への広がりは東北に おいてはいまだ十分得られていません。
- (2) このため、東北地方におけるインバウンド対策の充実に向けて、平成 28年度に創設された「東北観光復興対策交付金」等を活用し、台湾、中 国、韓国、タイなどの重点市場を対象とする効果的な宣伝活動の展開、全 県域における訪日外国人受入態勢の整備、東北6県の連携による広域的な 観光プロモーションの実施などに集中的に取り組んでいます。

- (3) 今後、当県においても、全国的な訪日外国人旅行者の急増による効果を 享受し、県内各地における観光振興につなげていくためには、「東北観光 復興対策交付金」の十分な確保や「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対 策事業」の充実など、国における関連予算の更なる拡充を図る必要があり ます。
- (4) また、現在、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の東北地方への 流動を促すためには、海外向け情報発信の強化、地方空港の更なる利活用 の促進、大都市圏からの移動コストの低減などについて、国が主体となっ て、広範かつきめ細かな施策を展開していく必要があります。
- (5) 「国際観光旅客税」については、訪日外国人旅行客がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備や地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等の財源に充当するとされていますが、地方がそれぞれの地域の実情に応じて、独自の取組を展開していくことが重要であることから、観光コンテンツの磨き上げや二次交通の整備に加え、ICTを活用した観光案内やキャッシュレス化への支援など新たな取組を推進する上でも、地方にとって自由度が高く、また、創意工夫が生かせる交付金など、より多くの財源を地方に配分する必要があります。

【参考資料】

外国人延べ宿泊者数の推移

(人泊)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
青和	集県	62,480	74,010	119,010	160,180	260,330	349,050
岩手	F県	65,320	77,130	106,330	132,030	187,930	258,920
宮坝	. 根	106,600	117,150	190,610	199,290	264,470	402, 110
秋田県		36, 140	41,510	59,800	66,950	104,660	123, 430
山开	9県	37,410	48,220	75,720	88,200	117,860	163,460
福島県	身県	41,830	44,040	56,420	78,860	130,300	176,360
合	計	349,780	402,060	607,890	725,510	1,065,550	1,473,330
全	国	33, 495, 730	44,824,600	65,614,600	69, 388, 940	79,690,590	94, 275, 240

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」(全施設)

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課)

Ⅴ-2 県・市連携文化施設整備への支援について

国土交通省大臣官房、住宅局

【要望の内容】

文化芸術の振興はもとより、地域住民の交流を活発にし、まちの賑わい創出を図ることを目的に、「県・市連携文化施設」を秋田市の中心市街地に整備することとし、これまで社会資本整備総合交付金「暮らし・にぎわい再生事業」を活用しながら、実施設計等を進めてきたところであるが、今年度から本体工事に着手しており、その整備に必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、将来的に人口減少が見込まれる中にあっても、良質な行政サービスの提供を持続するため、老朽化した県民会館と秋田市文化会館を1か所に集約し、2つの機能を併せ持った施設を整備することにしました。
- (2) 本事業は、県と市が連携して施設を整備・運営することで、効率的なま ちづくりを進め、人口減少下にあっても地域の賑わいを再生しようとする ものであり、全国のモデルとなり得る取組です。
- (3) 本施設の整備は、県民の鑑賞機会の拡大や文化芸術の振興を図ることを 目的にしていますが、施設周辺における民間事業者等のプロジェクトと併 せて推進することで、秋田市中心市街地における地域住民相互の交流が一 層促進され、賑わいが再生されるものと考えています。
- (4) この事業が中心市街地の再開発を促し、地価が27年ぶりに上昇に転じるなど、回遊人口が増加しており、賑わいが再生されつつあります。
- (5) 今年度も「暮らし・にぎわい再生事業」を活用し、本体工事に着手して おり、令和3年度の開館に向けて事業が本格化しています。

<スケジュール>

令和元年度~ 本体工事着手(「暮らし・にぎわい再生事業」) 令和3年度末 施設のオープン

県・市連携文化施設の整備

【県民会館】

- 設置者 秋田県 ○延床面積 9,304㎡○ 座席数 大ホール 1,839席
- 平成29年度 入場者数 156,857人 施設稼働率 71.2%
- 主な課題

築後55年を経過し、施設・設備の老朽化等に 伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化す るニーズに機能が十分対応できていない状況

【秋田市文化会館】

- ○延床面積 14,284㎡ ○ 設置者 秋田市
- 座席数 大ホール 1,188席
- 平成29年度 入場者数 104,858人 施設稼働率 67.7%
- 主な課題

築後36年を経過し、調光等の舞台関係のほか、 空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改 修が必要

県・市連携文化施設

(延床面積: 22,653㎡)

積極的な自主企画事業の推進

発表・鑑賞の場の充実

県民・市民の広場づくり

県民・市民による各種イベント・大規模会議等の開催

情報発信及び県内市町村文化施設との連携

高機能型ホール(2,015席)

舞台芸術型ホール (806席)

スケジュール							
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
		H29新規事業	化	事業期間			
中心市街地活性化基本計画 策定整備計画		基本設計・	実施設計	建領	築∙外構工事	開館	

県・市連携文化施設完成イメージ



(担当課室名 観光文化スポーツ部文化振興課 、 建設部建築住宅課)

V-3 秋田新幹線トンネル整備(赤渕~田沢湖間)の促進に ついて

内閣官房 財務省大臣官房、主計局 総務省大臣官房、自治財政局 国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕〜田沢湖間のトンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などにより積極的に支援策を講じること。

また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であり、国が重点的に取り組んでいる国土強靭化の観点からの支援についても、その具体化を図ること。

- (1) 秋田新幹線は、平成29年に開業20周年を迎え、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結び、累計4,000万人以上が利用する大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、国内最高速度を誇る東北新幹線との直通運転により首都圏との速 達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の 幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の 安全で安定した運行は、国が進める国土強靭化を実現する上でも欠かせな いものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や 豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定 時性に度々支障を来しています。
- (4) 加えて、北陸新幹線や北海道新幹線が順次開業し、更には新幹線の新型 車両開発やリニア中央新幹線の工事が進められている中で、首都圏を中心 に「秋田は時間がかかり遠い」というイメージが浸透しつつあり、早急に 秋田新幹線の更なる機能向上とイメージアップを図る必要があります。
- (5) こうした中、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕〜田沢湖間のトンネル整備事業を計画しており、基礎調査の結果を踏まえ、現在事業化に向け、検討を進めています。
- (6) また、昨年7月に当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で設立された 「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」では、要望活動を実 施しているほかシンポジウムを開催するなど、沿線地域においても機運が 高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

【参考資料】

・トンネル部の距離は <u>約15km</u>

約700億円 ・概算工事費は

・工期は着工から 約11年



◎時間短縮効果 約7分の短縮

在:最速3時間37分

トンネル整備後:最速3時間30分

○秋田新幹線トンネル整備検討区間概要



○秋田新幹線運行概要

運転区間	東京~秋田間 662. 6km (東京~盛岡間 535. 3km) 盛岡~秋田間 127. 3km					
最高速度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h					
所 要 時 間 (東京~秋田間)	最速 3時間37分					
運転本数	東京~秋田間 15往復/日 仙台~秋田間 1往復/日 合 計 16往復/日					



秋田新幹線「こまち」

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

Ⅴ-4 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

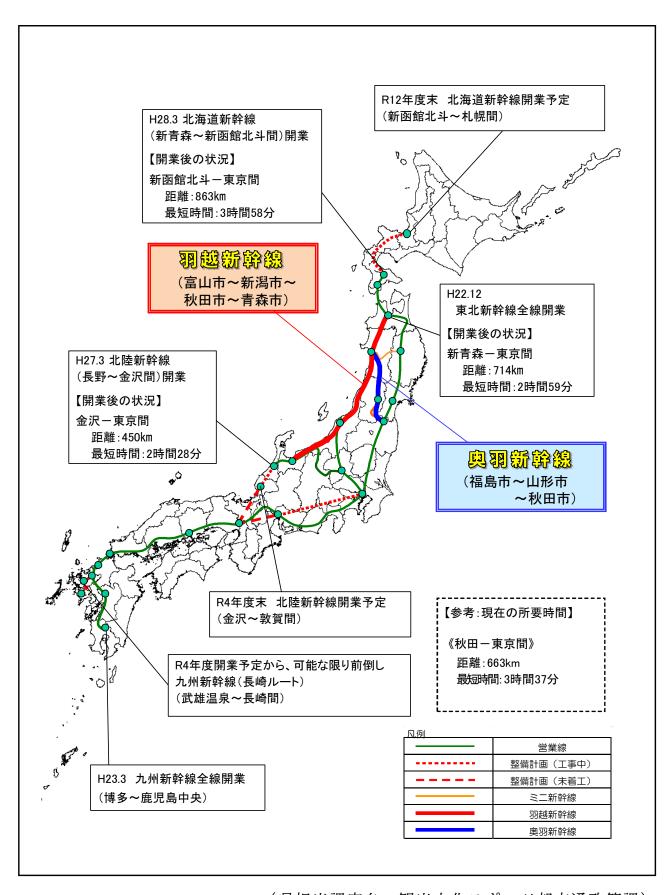
内閣官房 財務省大臣官房、主計局 国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

- (1) 新幹線は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会 に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、 極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森-新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗-札幌間が令和12年度末の開業予定であるなど、整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線はいまだ、昭和48年に決定された基本計画 の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に 実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、沿線6県合同のプロジェクトチームにおいて、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法、いわゆる「東北方式」について調査・検討を行っています。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-5 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進に ついて

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房 国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や 経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C ~ (仮) 小繋 I C」間、「遊佐象潟道路」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。 なお、現道活用区間である「二ツ井白神 I C ~ (仮) 小繋 I C」間の交差点部については、早期に立体化の整備を行うこと。
- (2) 当県で事業中の「鷹巣西道路」について、早期開通に必要な予算を確保するとともに、開通時には「鷹巣西道路」の全区間について、国直轄の管理に移行すること。
- (3) 県内高速道路における暫定2車線区間の4車線化を図ること。 特に、本年9月に優先整備区間として選定された秋田自動車道「北上J CT〜大曲IC」間について、「湯田IC〜横手IC」間の約7.7km における整備促進を図るとともに、残る区間を早期に事業化すること。
- (4) 県内高速道路の暫定2車線区間において、当面の安全対策として、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

- (1) 昨年3月の日沿道「大館能代空港IC〜鷹巣IC」間の開通により、高速道路と空港の交通結節機能が強化されるとともに、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
- (2) 令和2年度の開通を目指して重点的に整備を進めている「鷹巣西道路」 は、日沿道としてのネットワーク機能を担うため、開通後には、日沿道 と一体的に管理する必要があります。
- (3) 暫定2車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題を抱えています。 特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が25%以上と高く、さらに、リダンダンシーの確保の面で課題があり、インターチェンジ周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中、企業側が求める「定時性の確保」のためにも秋田自動車道「北上JCT~大曲IC」間の早期4車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定2車線区間の死亡事故率は、4車線以上区間の約2倍であり、対向車線飛び出しによる事故を防止する観点から、ワイヤーロープ式防護柵等を設置し、高速道路の安全性向上を図る必要があります。

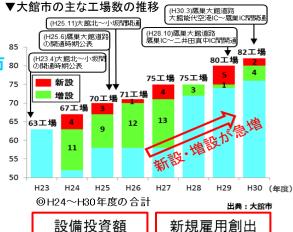
秋田を成長させる高速道路ネットワーク

高速道路開通によるストック効果

1 企業進出・設備投資を後押し

・大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により、工場の新設・ 増設等の設備投資が増加するとともに新規雇用も増加。





大館第二工業団地 二井田工業団地 大館工業団地 工業団地拡張地 面積:約18ha

750人

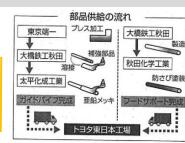
▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

2 自動車関連企業の増加

約645億円

- ・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化に より、自動車関連企業の進出が増加。
- ・企業が求める定時性を確保するため、事業中区間 の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。





▲秋田魁新報(H31.1.3)

イイダ産業 横手に進出

国内自動車大手に防音材供給

▲秋田魁新報(R元.7.4)



▲横手市の工業団地における 自動車関連工場数の推移



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

○横手第二工業団地における近年の 自動車関連企業の進出状況

- 大橋鉄工秋田株式会社(H29.2.23竣工) 主な製造部品:パーキングロッド
- ・<u>株式会社アスター</u>(R元.5.30竣工) 主な製造部品:高効率モーターコイル
- 秋田化学工業株式会社(R元.5.30竣工)県内初となる「防さび電着塗装工場」を建設
- ・<u>イイダ産業株式会社</u> (オロテックス秋田株式会社を設立)

(R元.8.3立地協定締結 R2.7月操業予定) 主な製造部品:防音材

-77-

(県担当課室名 建設部道路課)

県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進に V-5ついて

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房 国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、 近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、 高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。 (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として

- - に事業化すること。 国道105号「大曲鷹巣道路」や国道101号「西津軽能代沿岸道路」 の整備実現に向けた支援を行うこと。 たいかくの 特に、国道105号「大曲鷹巣道路」の大覚野峠区間は、極めて高度な
- 技術力を要することから、整備に向けた国直轄による調査を実施すること。 秋田市周辺の交通を円滑化する国道13号「河辺拡幅」など幹線国道の (2)整備促進を図ること。 温に足ららうこと。 また、国道7号「秋田南バイパス(秋田市新屋三ツ小屋~秋田市川尻町 字大川反間)」について、4車線化延伸に向けて早期に事業化すること。
- (3)地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本 荘 道路」、 県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、当県が管理する幹線道路の 整備に必要な予算を確保し支援すること。 特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結び、物流 機能を強化する「秋田港アクセス道路」について、補助事業による重点支 援を行うこと。
- 「重要物流道路制度」において、事業中区間及び計画区間について、物 (4)流ネットワークの機能強化に資する区間の追加指定を行うこと。

- 秋田市と盛岡市を最短で結ぶ、県央部の「横軸」である国道46号は、 急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が課題となって います。また、国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・ 観光ルートであり、雪崩などの自然災害に強い道路づくりが必要です。
- (2)国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダン シーを確保する重要路線であることから、事業区間を始め慢性的な渋滞や 交通事故が多発している区間の早期整備が必要です。
- 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路 (3)の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。 特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広 域背後地域との物流の効率化や、交流人口の拡大を図るため、重点化によ る早期整備が必要です。
- 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、県内の骨格と なる道路を「重要物流道路」として指定し、道路の機能強化を図ることに より、物流拠点へのアクセスを向上させる必要があります。

高速道路を補完する道路ネットワーク

凡例

高速道路

供用済

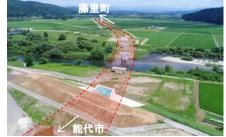
整備中

地域高規格道路

計画路線

候補路線





地域間を結ぶバイパス整備

国道105号「大曲鷹巣道路」の整備 に向けた国直轄による調査を要望



国道105号「大党野峠区間」の現道において 雪崩による通行規制が発生

青森市





「河辺拡幅」など幹線国道の整備促進 「秋田南バイパス」4車線化の早期事業化

国道107号「本荘道路」の予算確保



2車線区間の慢性的な混雑



交通の円滑化※写真は部分供用区間



小黎 能代

緬

IC 空港IC 上井田真中IC

-79-

(県担当課室名 建設部道路課)

V-6 鉄道事業再構築事業の実施による第三セクター鉄道へ の支援の拡充について(新規)

国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

第三セクター鉄道に係る鉄道事業再構築事業については、県や沿線市が県民・市民の理解のもと実施している運営費への補助などの施策を踏まえながら、経常 損益の均衡見通しにより適用の可否を判断することなく、それぞれの鉄道の実情 に応じた経営改善の見通しなど、地域の状況に即した幅広い観点から第三セクタ 一鉄道への支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の第三セクター鉄道は、過疎地を含めた地域住民の生活維持に欠かせない交通手段であるほか、国内外からの観光誘客を進める上での重要な地域資源として、幅広い県民から運行の継続を期待されています。
- (2) そのため、県・沿線市・鉄道事業者が連携して役割分担を行い、施設の 大規模改修や利用促進、運行の安全確保等に取り組んでいるほか、事業者 の経営の安定化に不可欠な条件整備として運営費への補助を行うなど、厳 しい経営環境を克服するための手厚い支援策を展開しています。
- (3) しかし、沿線地域の人口は今後も減少する見通しであり、沿線市及び県が現状と同様の支援を続け、会社も経営努力を行ったとしても、定期利用者を中心に輸送人員は減少していくことが推計されています。
- (4) 当県の第三セクター鉄道が、引き続き安定した経営基盤のもとで安全運行を行い、将来にわたって地域の生活交通及び観光資源としての期待に応えていくためには、国の支援のもとで鉄道事業再構築事業を実施し、更なる経営改善を図っていく必要があります。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会

VI-1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保に ついて

厚生労働省社会・援護局

【要望の内容】

障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国 庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すこと のないよう、十分に予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進めていますが、その受け皿として、グループホームや就労継続支援事業所などの整備需要が依然として大きい状況です。
- (2) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉 向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要 な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。
- (3) 平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置付け、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしており、国による安定した財政支援が不可欠な状況です。

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

VII 県土の保全と防災力強化・国土強靱化

WI-1 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の継続に ついて

財務省大臣官房、主計局 農林水産省大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁 国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、 水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、昨年度に実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、令和2年度までの3年間で集中的に防災・減災対策に取り組むこととなっているが、緊急点検結果を踏まえ、抜本的な対策を講じていくためには長期間を要することから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

- (1) 自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、高度成長期以降に整備 したインフラが今後一斉に老朽化を迎える中、防災・減災対策を加速させ、 ハード・ソフト両面からの取組により、国土強靱化を図ることが喫緊の課 題となっています。
- (2) 当県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、 橋梁や下水道等の耐震化、河道内の土砂掘削や幹線道路等における法面対 策、農地・農業用施設や山地等の防災・減災対策を集中的に実施していま すが、これらの対策を完了するには多くの費用と長い期間を要することか ら、十分な予算を安定的・継続的に確保する必要があります。

【参考資料】



ため池の改修



海岸施設の高潮・津波対策



治山ダムの設置



道路の法面対策



橋梁の耐震化



河川の河道掘削

(県担当課室名 総務部総合防災課、

農林水産部農地整備課、水產漁港課、森林整備課、建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

Ⅶ-2 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局 国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、 水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理を計画的に推進するために必要な予算(社会資本整備総合交付金等)の更なる拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備及び維持管理の担い手として、 地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算において 公共事業関係費を十分かつ持続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、令和2年度以降も 復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (4) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を確実に実施する ため、必要な予算を確保すること。さらに、緊急対策にとどまらず、令和 3年度以降も必要な財源を安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ 継続的に進めること。

- (1) 当県では、人口減少を抑制し、持続可能な社会を実現するため、第4次 産業革命のイノベーション等を活用し、様々な社会課題の解決に向けて取 り組んでいます。これらの基盤となる社会資本の整備を進めるとともに、 頻発する自然災害から、住民の生命・財産を守るため、防災・減災対策、 インフラ長寿命化等の確実な実施が急務となっています。
- (2) 国の公共事業関係費は、昨年度実施した重要インフラの緊急点検の結果 を踏まえた緊急対策分等による臨時・特別の措置を含め、本年度は約7兆 円の規模を確保したものの、通常分としては、前年度比同規模の約6兆円 になっており、いまだピーク時の6割程度(当初予算比)であることから、 計画的な事業の進捗に支障を来しています。また、当県の建設業従事者数 は、5万人を下回っており、担い手の確保・育成が喫緊の課題になってい ます。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が 及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。
- (4) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、幹線道路 等における橋梁の耐震化や法面対策、河道内の土砂掘削等に集中的に取り 組んでいますが、激甚化・頻発化する自然災害に対する抜本的な対策を確 実に講じるため、3か年対策後も必要な予算を安定的・継続的に確保し、 防災・減災対策を推進する必要があります。

ストック効果を発揮し秋田を支える社会基盤

■ 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備 ■



高速道路の整備 (日沿道(大館能代空港IC))



クルーズ拠点の整備イメージ (秋田港)



持続可能でコンパクトなまちづくり (県・市連携文化施設)

■ 防災・減災、老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



道路施設点検



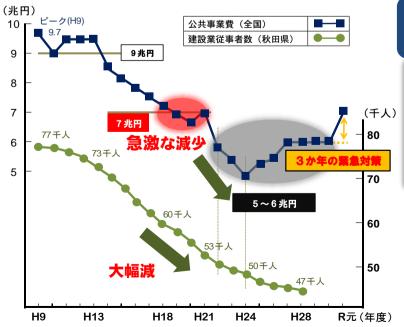
災害復旧作業



除排雪作業

公共事業費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要

今年度の当初予算では、約7兆円の公共事業費を確保したものの、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等による臨時・特別の措置を除くと、前年度と同水準の規模となっており、県内の建設業従事者も減少が続いている。



「防災・減災、国土強靱化のための3か年 緊急対策」の確実な実施に加え、令和3 年度以降も強力かつ継続的に対策を推進



(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

WI-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について ①国直轄事業(河川・ダム・砂防)の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

平成29年7月、8月及び昨年5月に発生した記録的な豪雨により、甚大な洪水被害や土砂災害が発生したほか、本年7月から8月には渇水が発生したことから、支川の背水対策を含めた直轄河川における治水対策及び砂防事業について、更なる強化を図ること。

- (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業の早期完成及び直轄 管理河川での治水事業推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」の本体工事を促進するとともに、「鳥海ダム」については、 用地取得を進め、早期に本体工事に着手すること。
- (3) 広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」の流域における浸水対策への支援を行うこと。
- (4) 国及び当県による緊急治水対策の進捗に伴う水位上昇の影響が懸念される「平尾鳥川」等の治水対策について、支援を行うこと。
- (5) 「八幡平山系」に係る直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

- (1) 雄物川では、平成29年夏の豪雨により一か月余りの間に二度も洪水が発生し、昨年5月の豪雨でも氾濫していることから、早急な治水対策が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、近年の豪雨により浸水 被害が頻発していることから、国・県・市で構成する「治水対策協議会」 を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、 合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が懸念されることから、その対策や整 備について国と県が一体となって取り組む必要があります。
- (5) 秋田駒ヶ岳は、約40年周期で噴火活動を繰り返しており、土石流等の 土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防えん堤のハード対策 を促進する必要があります。

国直轄事業(河川・ダム・砂防)の推進

◇H29.7月豪雨における家屋被害状況

◇H30.5月豪雨における家屋被害状況

- 雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- 浸水家屋 約700戸浸水面積 約2,000ha

- 雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- 浸水面積 約280ha



WI-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について ②河川改修事業及び土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

異常気象による予測困難で経験したことのない降雨が増大しており、当県においても、甚大な洪水被害や土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面からの治水・土砂災害防止対策について更なる支援を図ること。

- (1) 従来から、重点的に治水対策を実施している「太平川」、「斉内川」のほか、平成29年に甚大な被害が発生した「上溝川」、「淀川」、「新波川」、「楢岡川」等の県管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき県、市町村等が連携して 推進している「減災対策」の取組に必要な予算について、十分な配慮を図 ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、集中的に 予算が配分され浸水被害対策を実施していますが、これに加え、従来か ら重点的に整備を進めている河川についても、事業を推進するため十分 な予算を継続的に確保する必要があります。
- (2) 洪水被害を踏まえ、迅速かつ確実な避難を可能にするため、水位周知河 川の指定を追加していく必要があることから、これを促進するための予算 の確保が課題になっています。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所で重点的に実施しています。

平成28年度から、北秋田市阿仁小渕地区の地すべり防止対策を実施しており、保全対象には「鉄道」、「一級河川」が含まれていることから、早期に完成を図るためにはハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。

河川改修事業及び土砂災害対策の推進

◇H29.7月豪雨における家屋被害状況

◇H30.5月豪雨における家屋被害状況

- 4水系25河川で溢水・越水による家屋被害が発生

- ●3水系12河川で溢水による家屋被害が発生
- ●倒壊被害 35戸(全壊3戸、半壊32戸) ●浸水被害1, 185戸(床上497戸、床下688戸) ●浸水被害112戸(床上41戸、床下71戸)



Ⅷ 安全・安心な生活環境の確保

Ⅷ-1 イノシシ被害防止対策の充実・強化について

環境省自然環境局

【要望の内容】

当県はイノシシの未生息地であったが、近年、県南の県境付近において、隣県から侵入したと思われるイノシシの目撃等が急激に増加していることから、全県域への被害拡大を未然に防止するため、捕獲等の被害予防対策に必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 県南の県境付近では近年、イノシシの目撃・捕獲頭数及び農作物の被害額が急増しており、このまま推移すると、生息が全県域に拡大し、当県の自然生態系や農業に大きな影響を及ぼすことが危惧されることから、積極的に捕獲することにより、個体数の増加や生息域の拡大を防止していくことにしています。
- (2) このため、被害の未然防止が極めて重要となりますが、関係市町村や猟 友会等と連携しながら、銃やわなによる捕獲技術の向上を図るとともに、 県南の県境付近を重点に、センサーカメラの設置により出没情報をリアル タイムに収集し、効果的な捕獲を実施していく必要があります。

【参考資料】

○ イノシシの目撃頭数等の推移

(単位:頭、千円)

年	度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	Н30	R元
目撃頭	目撃頭数		4 2	4 3	102	6 1 (26)
県南の県	県南の県境付近		1 4	3 3	7 9	3 4 (14)
捕獲頭	捕獲頭数		2	7	2 8	1 (1)
県南の県	県南の県境付近		2	4	2 6	1 (0)
農作物被	とといれています。	0	0	2 2	2,177	3 4 4
県南の県	県南の県境付近		0	6	2,027	2 2 7

- ※県南の県境付近:由利本荘市、にかほ市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
- ※R元は10月20日現在、()はH30の同時期の値

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

IX その他

Ⅳ-1 イージス・アショアに関する対応について

内閣官房 防衛省地方協力局

【要望の内容】

- (1) イージス・アショアの配備候補地に係る検討等に当たっては、防衛省が 新屋演習場を適地とした時点の前の段階に戻り、新屋演習場を含む全ての 候補地について改めてゼロベースで公平な観点から調査・検討し、その結 果に基づいて適切に評価すること。
- (2) 配備候補地の検討等に当たっては、住宅地等からの距離、候補地周辺の 公共施設の利用者数や居住者数等を重要な基準として位置づけること。ま た、住民の安全対策等についても具体的に検討し十分な説明を行うこと。
- (3) 秋田県付近と山口県付近に配備することにより、国土全域をバランス良く防護できるとする根拠となっているイージス・アショアの防護範囲や、 運用上生じ得る技術的な疑問点等に対する回答を明確に示すこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 適地調査の結果等に関する説明資料に誤りがあったことなどから、地域 住民を中心として防衛省に対する不信感は極めて大きくなっており、新屋 演習場への配備計画については、振り出しに戻ったものと認識しています。
- (2) 防衛省では、他の国有地等についての調査を部外委託により実施し、新 屋演習場と比較検討した上で総合的な評価を行うとしていますが、新屋あ りきではなく全ての候補地を公平に比較検討することが求められます。
- (3) これまで防衛省からは、周辺地域の安全対策等について十分な説明がないことから、住民の不安や懸念が払拭されていません。

(県担当課室名 総務部総務課)